◆ 教育課程 (授業科目と特別活動)

どんな授業が、どの学年でどれだけ用意されているのかは、大分工業高等専門学校学則の**教育課程表[p.11~p.17]**に示されています。

教育課程とは、望ましい学習が行われるように授業などを編成したもので、本校の教育課程は、 教育課程表に示されている授業科目とクラスで討論し合ったり、学級担任と意見を交換したりする 特別活動とからなっています。

授業科目には、全学科共通の一般科目と各学科に分かれた専門科目があります。

もう一つの分類として、全員に学んでもらうために用意された**必修科目**と各自の希望により自由に選ぶことのできる**選択科目**があります。選択科目として他学科の専門科目を科目担当教員の許可を得て履修することもでき、単位を修得することも可能ですが、この単位は学年の課程修了に必要な単位には含まれません。

それぞれの科目の内容は、本校の「**シラバス(授業実施概要)**」に詳しく説明されていますので、 よく見ておいてください。

定期試験の成績や単位の修得状況は、ポートフォリオに記入して各自で管理してください。

◆ 授業時間

授業時間は90分授業(1コマ)を実施しています。授業開始等の時刻は、原則として次のとおりです。

 SHR (ショートホームルーム)
 8:40 ~ 8:50

 1 限目
 8:50 ~ 10:20(定期試験時 9:00~10:30)

 2 限目
 10:30 ~ 12:00(定期試験時 10:40~12:10)

 昼食
 12:00 ~ 13:00(定期試験時 12:10~13:00)

 3 限目
 13:00 ~ 14:30

 4 限目
 14:40 ~ 16:10

 5 限目
 16:20 ~ 17:50

1年生から3年生までは毎朝上記時間にSHRが実施されます。SHRでは出欠の確認を行い連絡事項の伝達が行われますが、8時40分に登校していない場合は欠席として扱われます。

SHRの欠課時数は、皆勤賞・精勤賞[p.81]の対象にはなりませんが、欠席回数が著しく多い場合は、教務主事及び学生主事の判断で表彰の対象から除外される場合があります。

◆ 単 位

教育課程表の中に記されている数値は、各授業科目の授業の量を表わしたもので**単位**と呼ばれています。週1コマ(90分)の授業を半年間実施した場合、1単位に相当します。

授業を**履修**(授業を受けること)し、一定の評価以上の成績を上げると、この授業科目の**単位を修得**したことになります。

◆ 出 席

学生の**出席**には、大別して「授業の履修」、「定期試験等の受験」、「学校行事への参加」の三つの目的があります。これらの目的にあてられた日は、学生の**出席すべき日**(この数を**出席すべき日数**という)とされており、出席しなければなりません。

忌引(学生準則第14条[p.19])の場合は、出席すべき日数には入りません。

公欠の場合は、出席扱いになります。このことは、「**公欠について**」[p.38]を参照してください。 授業に出席しなかった場合は、**欠課**として取り扱われます。遅刻や早退を3回すると欠課1コマ として取り扱われます。

◆ 定期試験

定期試験は、前期及び後期の中間(6月中旬及び12月上旬)に実施される中間試験と、各期末 (8月上旬及び2月上旬)に実施される期末試験があります。

病気などの正当な理由で定期試験を受験できなかった場合、「追試験願」を提出して許可されれば、追試験を受けることができます。

◆ 追試験

- 1. 次の何れかの理由で欠席し、定期試験を受けられなかった者で追試験の受験を希望する場合は、「追試験願」[p.54]に当該科目担当教員及び学級担任の確認印を押してもらったうえで、教育支援係に提出しなければなりません。
- (1) 公欠
- (2)疾病(診断書又はこれに代わるものの提出が必要です。)
- (3) 忌引
- (4) 学校が命じた場合(懲罰による場合は含まない。)
- (5) その他やむを得ない理由と認められた場合
- 2. 「追試験願」を提出しなかった場合又は追試験の実施が許可されなかった場合は、当該科目の 定期試験の成績は0点となります。
- 3. 追試験の許可通知を受けた学生は、科目担当教員の指示を受け、受験してください。
- 4. 追試験の評点は90点満点です。
- 5. 追試験で不正行為を行った場合、当該定期試験の全科目の試験の成績は0点となります。
- 6. 追試験を受験した場合でも、定期試験は欠課として扱います。

◆ 再試験

科目の総合成績評価が 60 点未満の科目について、再試験を行うことがあります。「大分工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了等に関する内規」[p.48]の第 10 条及び各科目のシラバスを参照してください。

◆ 追認試験

履修したものの、単位は未修得の科目については、進級後**追認試験**を受け、合格すると単位修得 が認められます。

- 1. 追認試験を受ける者は、所定の期日(4月上旬)までに「追認試験願」[p.55]を提出しなければなりません。
- 2. 追認試験は、1回目を5月中旬までに実施します。これを含め、年間最大3回まで実施しますが、2回目以降の試験については、条件により受験できないことがあります。
- 3. 追認試験は、原則として放課後に行います。
- 4. 追認試験を無断欠席した場合は、以降の追認試験を受験できません。
- 5. 追認試験で不正行為を行った場合、その科目の成績は0点となり、以後年度内に実施される当該科目の追認試験を受験することができません。

◆ 学業成績

学業成績の学級順位は原則として評点の平均点の高い順とする。

ただし、第1学年から第4学年については必修科目(選択必修科目を含む)の評点を用い、第5学年については、必修科目及び履修登録した選択科目の評点を用いる。

なお、卒業研究、校外実習、課題学修の評点は順位算定には含めない。

◆ 公欠について

- 1. 次による欠席は、所定の手続き(公欠願を提出)を行い、認められた場合は「公欠」となります。公欠は、出席した日数又は時数として数えられます。
- (1) 学校の認めた校外実習への参加 ただし、授業期間中に実施する場合は、学科長がやむを得ないと認めた範囲とします。
- (2) 本校の就職斡旋内規に基づく就職試験(公務員採用試験を含む)の受験
- (3) 大学の入学試験及び編入学試験の受験(5年次及び3年次のみとします。)
- (4)「大分工業高等専門学校における校外実習、課題学修及び特別学修に関する細則」[p.56] 第 17 条 第 2 項に該当する知識・技能審査の受験
- (5) 学校の行事等で次に定めるものへの参加 新入生オリエンテーション(校内及び校外) 指導寮生リーダー研修
- (6) 学生会の活動で次に定めるものへの参加 ただし、定期試験開始日7日前から定期試験期間中に実施される大会等への参加は認めません。
 - ① 学生会各部の大分県単位以上を対象として実施される公式試合、行事等への参加
 - ② 高等専門学校連合会又は全国の高等専門学校が主催する高専生を対象とした全国規模の大会及びその地区大会への参加
 - ③ 高専祭に関する特別活動
 - ④ 音楽祭への参加及び音楽祭に関する特別活動
 - ⑤ 個人の資格で選手又は審判として参加する大分県民体育大会及び国民体育大会への参加(ただし予選は除く)
- (7) 学校保健安全法施行規則に規定された感染症で入院又は加療を必要とし、医師の診断書を添付できるもの。(例:インフルエンザ、流行性嘔吐下痢症、はしか、風疹、流行性結膜炎 など) ただし、インフルエンザに限り診断書に代えて薬の処方箋等で投薬の種類を確認できるものでも認めます。

また、上記の感染症の疑いがあり、学校が医師の診断を受けるように指示した場合、診断の結果陰性であっても医療機関の領収書を提出すれば、当日は公欠と認めます。

(8) 学校が指示した健康診断の受診

学校の行った定期健康診断による精密検査 就職試験のための健康診断書作成のための検査(特に医療機関を指定したもの)

(9) 不時の交通機関の不通又は遅延

積雪や異常気象による道路あるいは交通機関の不通又は遅延 事故などによる列車等の不通又は遅延

- (10) その他特に校長が認めるもの
- 2.「公欠願」は1に掲げる各項について、それぞれ次に掲げる担当教員の認印を得て原則として2日前までに(事前に提出できなかった場合は事後すみやかに)教育支援係に提出しなければなりません。
 - (1)、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)、(9)学級担任(5)、(10)関係の主事(6)クラブ顧問教員
- 3. 公欠の各教員への連絡は、教育支援係が「公欠願」により学級の出席簿に公欠の表示をすることによって行います。
- 4. 公欠の日時、期間等を状況の変化に応じて変更した場合は、担当教員を通じて教育支援係に連絡しなければなりません。

- 5. 公欠の対象となる理由のため旅行日が必要な場合は、次による日数(時数)を公欠として加えます。
- (1) 阪神地区以遠及び四国地区の場合は、当該日のほかにその前後一日ずつを加えた日数以内
- (2) 中国・九州地区及び近地の場合は、担当教員の判断により加えた日数(時数)以内
- 6. 体育局各部の対外試合に参加する部員数は次のとおりとします。
- (1) 原則として、登録選手(正選手と補充選手)に最大限2名の部員を加えた数
- (2) 当番校になった場合は、別に配慮します。
- 7. 1の(6)に準ずる学生会体育局各部の試合及び文化局各部の行事は、顧問教員の申請に基づき、公式試合及び公式行事と認めることがあります。

				担当参	女員印
	公	欠	顧		
			令和	年 月	日
大分工業高等専門学校	長 殿				
			工学科	年	
		氏名(自	署)		
下記のとおり公欠し	たいので, ご	ご許可くだる	さるようお願いし	ます。	
		記			
1 畑山					
1. 理由					
2. 期間 令和			翟 日 (SHR 1 2 3 翟 日 (SHR 1 2 3]終日
13 4 H	T 71	Η "	EH (DIK 1 2 0	1/1000 -	TIPS H
注1) 担当教員に印をもらい	キャレル線ト	- い しょおおさ	ナーボ はい エンエン	ar lar 600 - 100 (1) 3. w	
	,			※担任に提出する	さこと。
注2) 理由は,詳細(部活名	,			效担仕に提出する	うこと。
	・会社名・学校		明記すること。		
注2)理由は,詳細(部活名	・会社名・学校 き り	送名など)も	明記すること。	竣担任に提出する 【担任:	
注2)理由は,詳細(部活名	・会社名・学校	を名など) も	明記すること。		
注2)理由は,詳細(部活名	・会社名・学校 き り	送名など)も	明記すること。 線 願		
注2)理由は,詳細(部活名	・会社名・学校 き ! 公	送名など)も	明記すること。 線 願	【担任	
注2)理由は,詳細(部活名	・会社名・学校 き ! 公	(名など) も の と り 欠	明記すること。 線 願 令和	【担任 】	
注2)理由は,詳細(部活名	·会社名·学校 き ル 公	(名など) も ウ と り 欠	明記すること。 線 顧 令和 工学科	【担任 i 年 月 · 年	 空之】 日
注2)理由は,詳細(部活名	·会社名·学校 き ル 公	(名など) も か と り 欠 氏名(自身	明記すること。 線 願 令和 工学科	【担任 · 年 月 · 年	 空之】 日
注2)理由は,詳細(部活名	·会社名·学校 き ル 公	(名など) も か と り 欠 氏名(自身	明記すること。 線 願 令和 工学科	【担任 · 年 月 · 年	 空之】 日
注2)理由は,詳細(部活名	·会社名·学校 き ル 公	(名など) も か と り 欠 氏名(自身	明記すること。 線 願 令和 工学科	【担任 · 年 月 · 年	 空之】 日
注2) 理由は,詳細(部活名 大分工業高等専門学校 下記のとおり公欠し	·会社名·学校 き ル 公	送名など) も か と り	明記すること。 線 願 令和 工学科	【担任 · 年 月 · 年	 空之】 日
注2) 理由は,詳細(部活名 大分工業高等専門学校 下記のとおり公欠し 1. 理由	・会社名・学校 き パ 公 な	送名など) も か と り	明記すること。 線 願 令和 エ学科 ざるようお願いし	【担任 年 月 ·年 ます。	 空之】 日
注2) 理由は,詳細(部活名 大分工業高等専門学校 下記のとおり公欠し	·会社名·学校 き ル 公	(名など) も か と り 欠 (自身で) (計可記 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	明記すること。 線 願 令和 工学科	【担任 年 月 ・ 年 ます。 4)限から	

◆ 校外実習、課題学修及び特別学修

通常の授業以外で単位として認められるものに、**校外実習、課題学修**及び**特別学修**があります。 **校外実習**は、原則として第4学年の夏季休業中に企業等で実習し、合格した者に単位が与えられる授業科目で、**課題学修**は、学校が認定した授業を履修し、合格した者に単位が与えられる授業科目です。また、**特別学修**は、他高専又は他大学等において履修した授業科目及び本校が適当と認めた知識・技能審査に、合格又は所定の成果を修めた者に修得を認める単位です。

これらのことは、「**大分工業高等専門学校における校外実習**, 課題学修及び特別学修に関する細則」 [p.56] に示されています。

◆ 進級、卒業

第1学年から第2学年へ、第2学年から第3学年への**進級**や、本校を**卒業**するためには、出席 状況や成績が基準以上でなければなりません。

高専を卒業するには、通算修得単位数が167単位以上(そのうち、一般科目が75単位以上、専門科目が82単位以上、教育課程表に記載されている第4学年と第5学年の科目のうち、課題学修以外の科目の修得単位数の合計が62単位以上)を必要とします。

これらのことは、「**大分工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了等に関する内規**」[p.48] に示されていますので、よく読んでおく必要があります。

◆ 休学、復学

休学については、「学則第 24 条及び第 25 条」 $[p.4 \sim 5]$ 並びに「学生準則第8条及び第9条」 [p.18] を参照してください。休学している者が、学年の初めから**復学**を希望する場合は、 3 月 10 日までに「**復学**願」 [p.24] を提出しなければなりません。

◆ 外国人留学生の日本語科目について

1. 留学生の一般科目として、日本語科目の授業を次のとおり開講します。

区分	授業科目	単位	学年別配当	
			3年	4年
日本語科目	日本語I	4	4	
口平部件日	日本語Ⅱ	2		2

2. 3年生の留学生は、「現代文」及び「地理」の授業はありません。 4年生の留学生は、「地域日本文学」及び「日本語表現法」の授業はありません。

◆ 学級委員

各学年・学級は、各学期の初めに次の学級委員を選び、学級運営にあたります。

学 級 委 員	主 な 職 務 内 容 等
委 員 長	学級の代表として、学級担任の指導のもとに学級の運営にあたる。
副委員長	委員長の補佐をする。
会 計 委 員	集金等の会計を行う。
体 育 委 員	校内体育大会等の体育行事の運営にあたる。
図書委員	図書館活動にあたる。
評 議 委 員	学生総会に次ぐ評議機関の一員として行動する。
選挙管理委員	学生会の選挙の管理運営にあたる。
特 活 委 員	学級担任の指導のもとに、学級の特別活動を有意義にするための計画 立案及び運営にあたる。
交通安全委員	クラス及び校内の交通安全に関することを行う。
旅行委員	各学年(各クラス)で実行する旅行等に関することを行う。
高専祭実行委員	高専祭に関することを行う。
美 化 委 員	美化活動に関することを行う。
週番	 ① 始業前、教育支援係から出席簿を受け取って教室に持参し放課後教育支援係に返却する。 ② 掲示板、時間割変更、校内放送などの注意並びに必要事項の伝達、教室等の整理整頓を行う。 ③ 週番日誌を記入し、毎日学級担任へ提出する。 ④ 教室等の電灯の点灯・消灯及び戸締りをする。

◆ 旅行等

旅行等	学 年	実 施 内 容、 目 的 等
研修旅行	4 学 年	2泊3日の日程で行います。一般の修学旅行とは違い授業と 関連した見学を行います。また、5年になって職業の選択に も役立っています。
校外研修	3 学 年	低学年から高学年へ進む過渡期にある第3学年次に、より充実した学校生活が送れるように、また、将来リーダーとしての資質の向上を図り、併せて専門教育への関心を深める目的をもって1泊2日の日程で行います。
教養旅行	2 学 年	県内や近県の自然に親しみ、その歴史や文学を通じて郷土への愛着を深めることを目的として、日帰りの日程で行います。

◆ 通知・伝達の方法

学生への**通知、伝達**事項については、各教室の電子掲示板、正門及び北門横の掲示板による掲示を原則としていますので、一日に一回は必ず掲示板を見るようにして下さい。また、特別の場合は校内放送をします。

学生が掲示する場合は、学生支援係に届け出て承認を受け、所定の掲示板に掲示することとし、 掲示許可期間を過ぎたものは直ちに撤去してください。

なお、掲示については、「学生準則第27条」[p.20]を参照してください。

◆ 緊急時の連絡

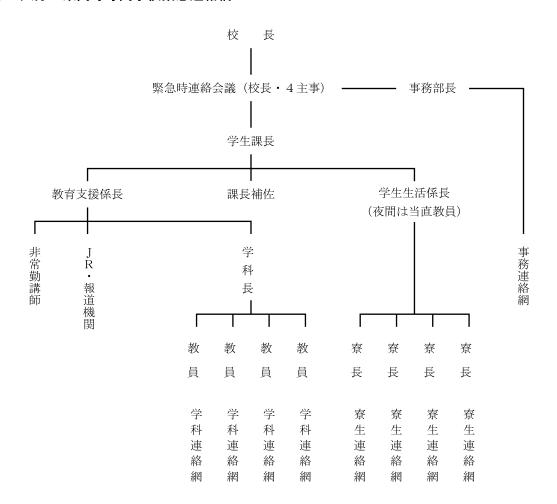
台風等自然災害が発生し、通学等が困難な場合の緊急時には、**本校のホームページ**において対応 方法をお知らせしますので、必ず確認してください。

その他詳細については、「台風等自然災害時への対応方法について」[p.43]を参照してください。

緊急時連絡網は、下図のとおりです。

この中の学級連絡網は、新年度当初各クラスにおいて作成します。

● 大分工業高等専門学校緊急連絡網



◆ 台風等自然災害時への対応方法について

学校所在地又は学生の居住地において、台風等自然災害による注意報・警報発令時は、状況をみて学校が判断し、休校あるいは始業時間の繰り下げ等の対応をします。

その際の連絡方法について、以下のとおりお知らせします。

1. 下校時までに翌日(翌週)休校あるいはその可能性があると判断した場合

- (1) 伝達方法
 - ・ クラス担任からの口頭による連絡(臨時ホームルーム等)
 - ・ 校内放送及び電子掲示板(まほろば)による連絡
 - 欠席者へのクラス担任から電話等による個別の連絡
- (2) 伝達内容
 - ・ 休校等の措置を決定している場合は、その内容(休校、自宅待機等)
 - ・ 休校等の措置が決定できない場合は、翌日の朝緊急連絡網及びHPで案内する時間等

2. 下校後、急な天候の変更若しくは地震等に伴い、休校等の措置が必要と判断した場合

- (1) 伝達方法
 - ・ 担任教員による緊急連絡網での連絡
 - ・ 学校ホームページでの案内
- (2) 伝達内容
 - ・ 休校等の措置を決定している場合は、その内容(休校、自宅待機等)
 - ・ 休校等の措置が決定できない場合は、翌日の朝緊急連絡網及びHPで案内する時間等

3. 当日の連絡等の方法

前日に休校の措置を決定しそのことを伝達している場合、休校当日学校からの連絡はありません。

前日までに対応が決定できなかった場合や、不測の事態により休校等の措置を行う場合、当日の皆さんへの連絡(周知)方法は以下のとおりです。

基本的に、当日の朝6時30分までにお知らせする予定にしています。

(1) 担任教員による緊急連絡網での連絡

※ 年度当初、クラス毎に連絡方法等を決定しています。

(2) 学校ホームページでの案内

※ 停電等トラブルが発生した場合は、掲載できないこともあります。

(3) 本校学生課への電話での確認〔直通番号(097)552-6359 又は6365〕

※ これは予め通知した時間帯になっても(1)、(2)の連絡等が無かった場合の対応とします。

4. 学校側から発信がない場合の対応について

授業が通常どおり行われる場合でも、居住地域での局地的な災害や警報等が発令されている場合は、クラス担任(連絡が取れない場合は、副担任又は学生課)にその旨を連絡してください。例えば、地震等の災害や、天候の急変等により学校と連絡が取れなくなった場合は、気象庁発表の天気情報(警報等含む)及び公共交通機関の運行状況等を見ながら各自で判断してください。何れの場合であっても身の危険を感じる場合などについては、報告は、後日で構いませんので、無理をせず自宅で待機してください。

その場合の公欠等の判断については、後日、教務主事室で決定します。

なお、公共交通機関の遅延及び運行中止の場合は、「遅延証明書」等を取得してください。

◆ 地震が起きたときの対応について

本校では、震度4以上の大きな揺れが来る前に、地震が来ることを知らせる緊急地震速報 (地震到達前放送と地震到達後放送)が自動的に流れます。

【地震到達前放送】

- ・(警報音)「チャラン チャラン♪」
- ・「あと10 砂で揺れます。予想震度は \bigcirc の。身の安全を確保してください。落下物に注意してください。」※地震までの猶予時間で繰り返します。

授業中等に地震が発生した場合は、次のとおり対応してください。

1. 室内の場合

- (1) 机が近くにある場合は、机の下に隠れ、揺れに備える姿勢をとる。
- (2) 机が近くにない場合は、頭を確保し、天井や書棚など落下・転倒の危険が少ない場所 で低い姿勢を取り、揺れに備える。
- (3) ドアの近くにいる場合は、ドアを開ける。(ドアの変形による閉じ込め防止)

2. 実験実習室の場合

(1) 倒壊の可能性のある可動物などの危険物から離れ、近くの安全な場所で安全を確保する。

3. 廊下、階段の場合

- (1)頭を保護し、照明やガラスのそばから離れ、危険が少ない場所で低い姿勢を取り、揺れに備える。
- (2) 手すりなど固定されたものに捕まる。

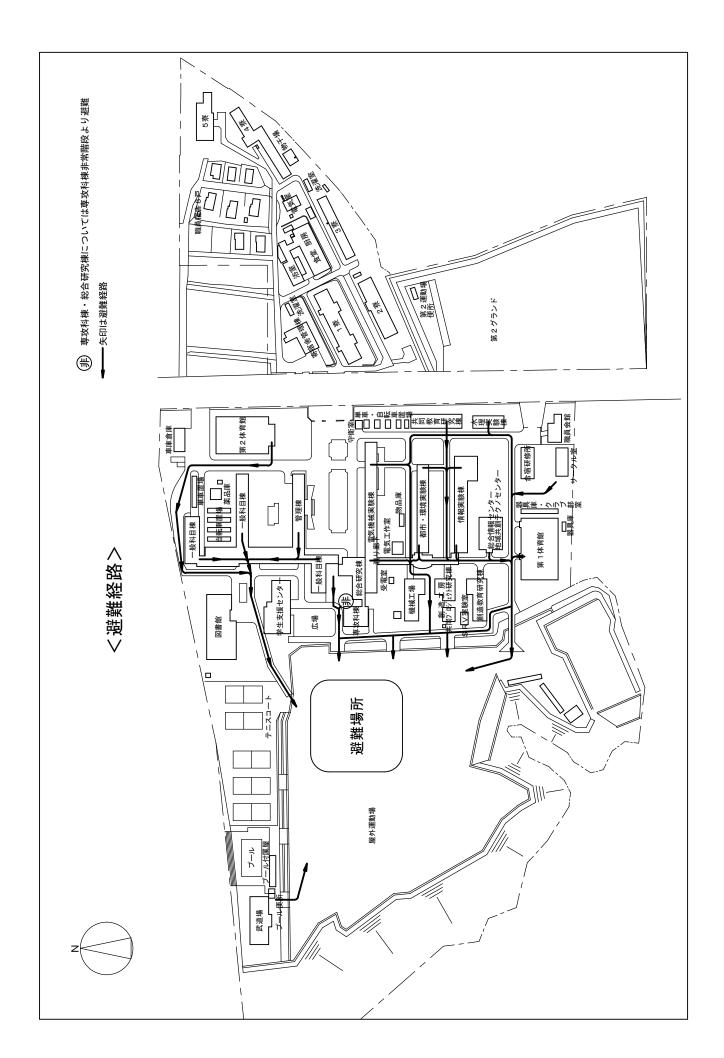
4. エレベーター内の場合

- (1) 最寄りの階で降りて、揺れに備える。
- ※周囲に安全が確保できない人がいた場合は、声掛けをして身の安全の確保を促してください。

【地震到達後放送】

・「揺れが収まるまで身を守ってください。落ち着いて行動してください。揺れが収まるまで身を守ってください。落ち着いて行動してください。」

揺れが収まってから、校内放送等でその後の指示を行いますので、その場に待機し、安全 第一に落ち着いて行動してください。なお、避難場所と避難経路は次のページの図を参照し てください。



◆ 教育課程修了後の資格一覧(抄)

〇 全学科に関するもの

名出の種類	学 酥 刀 片 次 协	実務の経験		
免状の種類	学歴又は資格	実務の内容	経験年数	
労働安全(衛生)コンサルタント	労働安全衛生法 第82条第3項 次のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者 第83条 労働衛生コンサルタントの読み替え	安全(又は衛生)の実務に従事する。	卒業後7年以上	

〇 機械工学科

な小の紙幣	み 田 コ ル 次 枚	実務の経験	
免状の種類	学歴又は資格	実務の内容	経験年数
第 1 種 ボイラ ー・タービン主任	電気事業法の規定に基づく主任技術者の 資格に関する省令	発電用のボイラー 又は蒸気タービン	卒業後必要な実務 経験4年以上を含
技術者免状	第1条 学校教育法による短期大学若しくは 高等専門学校、旧専門学校令による専門学 校又は経済産業大臣がこれらと同等以上で あると認定した教育施設において、機械工 学に関する学科を修めて卒業した者	の工事、維持又は運用	む8年以上
第 2 種 ボイラー・タービン主任 技術者免状	同 上	発電用のボイラー、蒸気タービン又 はガスタービンの 工事・維持又は運 用	卒業後4年以上
自動車整備管理 者の資格	道路運送車両法(昭和 26 年 6 月 1 日法 律第 185 号)		自動車の整備に関 する実務経験1年
	第51条 左の各号の一に該当する者でなければ、整備管理者となることができない。 三 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、機械に関する学科を修得した者		以上

〇 電気電子工学科

名出の発料	学 麻 刀 片 次 枚	実務の経験		
免状の種類	学 歴 又 は 資 格	実務の内容	経験年数	
第二種電気主任 技術者免状	本校は「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令」第1条第1項の規定による電気主任技術者免状に係る認定学校であり、所定の科目を修得し卒業した者で、右記の実務を経験した者は、申告の上第二種電気主任技術者免状が与えられる。	電圧1万ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	卒業前の経験年数 の2分の1と卒業 後の経験年数との 和が5年以上	
第三種電気主任 技術者免状	同 上	電圧 500 ボルト以 上の電気工作物の 工事、維持又は運 用	卒業前の経験年数 の2分の1と卒業 後の経験年数との 和が2年以上	
第二種電気工事 士の筆記試験免 除	電気工事士法施行令第9条第2項第1項により、本学科卒業生は「学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による実業学校又はこれらと同等以上の学校において経済産業省令で定める電気工事の課程を修めて卒業した者」にあたり、申請により第二種電気工事士試験の筆記試験が免除される。			

O 都市・環境工学科

名出の種類	55 FF T 14 X2 Hz	実務の	の経験
免状の種類	学歴又は資格	実務の内容	経験年数
測量士となる資格	測量法 (昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号)		測量に関する実務 3年以上
	第50条 左の各号の一に該当する者は、測量 士となる資格を有する。 二 文部科学大臣の認定した短期大学又は 高等専門学校において、測量に関する科 目を修め、当該学校を卒業した者		
測量士補となる 資格	測量法 第51条 左の各号の一に該当する者は、測量 士補となる資格を有する。 二 文部科学大臣の認定した短期大学又は 高等専門学校において、測量に関する科 目を修め当該学校を卒業した者		
土木施工管理技 士・造園施工管 理技士(1級) 受験資格	建設業法施行令(昭和31年8月29日 政令第273号) 第27条の5 1級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において国土交通省令で定める学科を修め当該学校を卒業した者		土木施工管理に関 し指導監督的実務 経験1年以上を含 む5年以上の実務 経験

○ 大分工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了等に関する内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大分工業高等専門学校(以下「本校」という。)における学業成績の評価,学年の課 程修了及び卒業の認定等については、この内規の定めるところによる。

第2章 課程修了の認定に関わる授業料目等

(課程修了の認定に関わる授業科目等)

- **第2条** 課程修了の認定に関わる授業科目等は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 本校教育課程の授業科目

(本校学則 13 条)

本校教育課程の特別活動

(本校学則 13 条)

三 他の高等専門学校における授業科目

(本校学則 15条)

四 高等専門学校以外の教育施設等における学修等 (本校学則 16 条)

第3章 本校授業科目及び特別活動の履修

(授業科目の履修)

第3条 単位(本校学則第14条)を修得しようとする授業科目(校外実習及び課題学修は除 く。以下同じ。)は、履修しなければならない。

ただし、授業効果を配慮して連続して授業を行う場合は、90分の授業をもって2単位 時間とする。

2 履修を希望する選択必修科目及び選択科目については、所定様式の「履修願」を所定の 期日までに学級担任を経て、学生課教育支援係に提出しなければならない。また、第4学 年及び第5学年において原学年に留められた者は、履修を希望する全科目について「履修 願」を提出しなければならない。

なお、中途で履修を辞退又は追加する場合は、所定様式の「履修辞退・履修追加願」を 所定の期日までに科目担当教員及び学級担任を経て、学生課教育支援係に提出しなければ ならない。

- 3 欠課時数が1単位(講義科目の学修単位については2単位)につき7単位時間以内であ る場合は、当該科目を履修したものと認める。ただし、7単位時間を超える場合でも特別 の理由が認められるときは、教員会議の議を経て、これを履修したものと認めることがで きる。
- 4 校外実習、課題学修及び特別学修の申請等については、別に定める。

(特別活動の履修)

- **第4条** 第1学年から第3学年にあっては、特別活動を履修しなければならない。
- 2 欠課時数が7単位時間以内の場合は、特別活動を履修したものと認める。ただし、7単 位時間を超える場合でも特別の理由が認められるときは、教員会議の議を経て、これを履 修したものと認めることができる。

第4章 本校授業科目の学業成績の評価

(定期試験)

- 第5条 各授業科目については、学期の中間に行う中間試験及び学期末に行う期末試験(以 下「定期試験」という。)を、それぞれ一定期間を定め実施するものとする。
- 2 平素の成績で評価できる科目及び実技、実習、実験、製図等については、定期試験の一 部又は全部を行わないことがある。
- 3 正当な理由なくして定期試験を受けなかった者に対しては、当該科目の試験の成績を0

点とする。

- 4 懲戒処分のため定期試験を受けられなかった者の当該科目の試験の成績は、0点とする。
- 5 定期試験中に不正行為を行った者の当該期間中に行われた全科目の試験の成績は, 0点とする。

(追試験)

- **第6条** 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けなかった者には、追試験を行うことができる。
- 2 追試験に関する事項は、別に定める。

(学業成績の評価)

第7条 学業成績は、定期試験成績、平素の試験成績、出席状況等を考慮し、100 点法による評点により評価する。

なお,卒業研究,校外実習及び課題学修の一部は,「合格」,「不合格」の評語により評価 する。

2 評点は必要に応じて, [A], [B], [C], [D] の評語によって読み替えることができ, その対応は、次の基準による。

評 点	評 語
80 点以上	A
79 点以下 70 点以上	В
69 点以下 60 点以上	С
59 点以下	D

第5章 単位修得の認定

(本校授業科目の単位修得の認定)

- **第8条** 履修したものと認められた授業科目の学年の成績評価が「C」以上又は「合格」のときは、単位を修得したものとして認定する。
- 2 校外実習,特別学修及び課題学修の評価が「C」以上又は「合格」のときは,単位を修得したものとして認定する。

(単位修得の追認)

- **第9条** 評価「D」で前学年までに履修したことが認められる科目を持つ者は、その科目について追認試験を受けることができる。
- 2 追認試験に合格した場合の評価は、「D」を「C」に改める。
- 3 追認試験に関する事項は、別に定める。

(再試験)

- 第10条 成績評価が60点未満の者には、再試験を行うことができる。
- 2 再試験に合格した場合の評価は,60点とする。
- 3 再試験に関する事項は、別に定める。

(他の高等専門学校における授業科目)

第11条 学則第15条の規定に基づく他の高等専門学校における授業科目の履修等は、「特別学修」とし、その申請及び単位認定については、別に定める。

(特別学修)

第12条 学則第 16 条の規定に基づく高等専門学校以外の教育施設等における学修等は、「特別学修」とし、その申請及び単位認定については、別に定める。

第6章 学年の課程修了及び卒業の認定

(学年の課程修了の認定)

- 第13条 学年の課程修了は、教員会議の議を経て校長が認定する。
- 2 前項の認定に当たっては、原則として次の各号に該当していなければならない。
 - 一 第1学年から第3学年までにおいては、当該学年の出席日数が出席すべき日数の 2/3 以上であること。
 - 二 第1学年から第3学年までにおいては、当該学年の特別活動を履修したと認められること。
 - 三 第1学年から第4学年までにおいては、当該学年の必履修科目および必修科目は、すべて履修したと認められること。
 - 四 第4学年においては、第1学年から第3学年までの必修科目は、すべて修得したと認められること。
 - 五 第5学年においては、第4学年および第5学年の必修科目は、すべて修得したと認められること。また、選択科目は教育課程表において定められた単位数以上あるいは科目数以上を修得していること。
 - 六 第1学年から第4学年までにおいては、通算修得単位数が、次の表の単位数以上であること。

学 年	単 位 数
1	2 5
2	5 9
3	9 3
4	1 2 9

- 七 第5学年においては、通算修得単位数が167単位以上(そのうち、一般科目については、75単位以上、専門科目については、82単位以上とする。)であること。
- 八 第5学年においては、教育課程表に記載されている第4学年と第5学年の科目のうち、 課題学修以外の科目の修得単位数の合計が62単位以上であること。
- 3 第4学年に編入学した者及び第3学年に編入学した外国人留学生については、当該学科 の前学年までの単位は修得したものとみなす。
- 4 他の高等専門学校から転学した者の当該学科の前学年までの単位は修得したものとみなす。
- 5 第2項第六号の通算修得単位数には,第8条第2項,第11条及び第12条の規定に基づいて認定された単位は算入しない。

(原学年に留められた者の措置)

- **第14条** 学年の課程修了の認定をされない者は、原学年に留められるものとする。
- 2 第1学年から第3学年までにおいて、原学年に留められた場合における前年度の修得単位は無効とする。ただし、原学年に留められた者が、当該学年の途中で他の教育機関等へ 進路変更するため退学を希望する場合、前年度の評価は有効とする。
- 3 第4学年又は第5学年において、原学年に留められた場合における前年度の修得単位は

有効とする。なお、単位を修得した科目についても再履修できるものとし、再履修した科目の評価は、前年度と比較して、上位の評価を最終評価とする。

- 4 第4学年又は第5学年において、原学年に留められた場合における前年度の未修得単位は、その履修を含め無効とする。
- 5 引き続き同一学年に在籍できる年数は、2年とする。ただし、休学の場合は、この限りでない。

(卒業の認定)

第15条 第5学年の課程を修了した者の卒業は、教員会議の議を経て、校長が認定する。

第7章 学業成績の通知等

(学業成績の通知)

第16条 前期及び学年の成績は、成績通知表により保護者に通知する。

(成績証明書及び学習指導要録の学業成績の記載)

第17条 成績証明書及び学習指導要録に記載する成績は、評語による。

附 則

この内規は、平成16年 4月 1日から施行する。

附則

この内規は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

この内規は、平成17年11月14日から施行し、平成16年 4月 1日に在学している者から適用する。

附則

- 1 この内規は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この内規の施行日前に在学している者については、改正後の第13条第2項第6号の表にかかわらず、次のとおりとする。

学 年	単 位 数
1	2 4
2	5 7
3	9 3
4	1 2 7

附 則

この内規は、令和元年 5月 9日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

学級担任印

履修願

令和 年 月 日

大分工業高等専門学校長 殿

	工学科	年	
氏名(自署)			

記

一般・専門の別	授業科目名	単位数	備考
一般科目			
(選択必修科目,選択 科目及び原学年に留 められた者が履修を 希望する科目)			
専 門 科 目			
(選択科目及び原学			
年に留められた者が 履修を希望する科目)			

注:学級担任の確認印を必ず押してもらうこと。

学級担任印

履修辞退 • 履修追加願

令和 年 月 日

大分工業高等専門学校長 殿

	工学科	年	
任夕 (白罗)			

<u>令和</u> 年度授業科目の履修を下記のとおり変更したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

授業科目名	区 分 ※○で囲むこと	科目担当教員	備考
	辞退・ 追加		
	辞退・ 追加		
	辞退・ 追加	(1)	
	辞退・ 追加		
	辞退・ 追加	(1)	
	辞退・ 追加	(1)	
	辞退・ 追加		

注:科目担当教員及び学級担任の確認印を必ず押してもらうこと。

教務主事印	学級担任印

追 試 験 願

令和 年 月 日

大分工業高等専門学校長 殿

	工学科	年	
氏名(自署)			

下記のとおり、追試験を受験したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1. 受験できなかった理由
- 2. 受験願出科目

受験願出科目	単位数	科目担当教員	備考

- 注:1. 科目担当教員及び学級担任の確認印を必ず押してもらうこと。
 - 2. 疾病による場合は診断書を添付すること。

級担任印

追認試験願

令和 年 月 日

大分工業高等専門学校長 殿

	工学科	年	
氏名(自署)			

下記のとおり、追認試験を受験したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

受験願出科目	単位数	科目担当教員	備考

注:学級担任の確認印を必ず押してもらうこと。

◆ 大分工業高等専門学校における校外実習,課題学修及び特別学修に関する細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、大分工業高等専門学校(以下「本校」という。)学業成績の評価及び課程修了等に関する内規(以下「内規」という。)第3条第4項の規定に基づき「校外実習」及び「課題学修」、並びに内規第12条の規定に基づき「特別学修」に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 校外実習

(校外実習機関)

第2条 校外実習(以下「実習」という。)を行う国若しくは地方公共団体の機関又は企業等(以下「実 習機関」という。)は、校長が選定する。

(実習の学年、時期及び期間)

- 第3条 実習は、原則として第4学年の夏季休業中に行う。
- 2 期間は、1日を6時間と換算し5日(30時間)以上とする。

(実習の手続等)

- 第4条 実習をしようとする学生は、所定様式の「校外実習願」を学科長に提出しなければならない。
- 2 校長は、各学科長の選考に基づき、実習機関へ推薦を行うものとする。
- 3 校長は、実習終了後、「校外実習証明書(所定様式又は実習機関所定のもの)」の提出を実習機関へ依頼するものとする。
- 4 実習を終了した学生は、所定様式の「校外実習報告書」を所定の期日までに学科長に提出しなければならない。

(経費)

第5条 実習を行うために要する経費は、原則として学生各自の負担とする。

(実習担当教員)

- 第6条 実習担当教員は、当該学級担任とする。
- 2 実習担当教員は、実習状況の視察及び実習に関連する業務を行うものとする。
- 3 実習担当教員の業務は、学科長又は他の教員が代行することができるものとする。

(評価)

第7条 実習は、第4条に規定する「校外実習証明書」及び「校外実習報告書」に基づき各学科において 評価する。

(成績報告)

第8条 各学科長は、実習の評価を所定の期日までに学生課教育支援係に提出するものとする。

(実習中の災害等)

第9条 実習中に災害等の事故があった場合は、校長は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第10条 実習に関する事務は、学生課教育支援係において処理する。

第3章 課題学修

(課題学修)

- 第11条 高等専門学校設置基準第17条の2に該当する授業のうち,第2章で規定する「校外実習」以外の授業を履修し,合格した者に対して,「課題学修」の単位認定を行う。
- 2 課題学修の単位は、一般科目又は学生が所属する学科の専門科目の単位とする。

(科目の名称等)

第12条 課題学修として認定する科目については、認定する科目名、単位数、認定を担当する学科及び 一般・専門の別をその都度教務部委員会において決定する。 (申請手続)

第13条 課題学修を希望する学生は、所定様式の「課題学修願」を、所定の期日までに学級担任を経て、 当該科目を担当する学科長に提出しなければならない。

(課題学修の内容及び時間)

第14条 課題学修の内容,評価方法及び時間は,認定される単位数に見合うものでなければならない。 その詳細は各学科において定める。

(評価)

第15条 課題学修は、各担当学科において評価する。

(成績報告)

第16条 各学科長は、課題学修の評価を所定の期日までに学生課教育支援係に提出するものとする。

第4章 特別学修

(特別学修)

- 第17条 学則第15条及び16条の規定に基づき修得した単位を「特別学修」として認定する。
- 2 本校が適当と認めた知識・技能審査に、合格又は所定の成果を修めた(以下「合格等」という。)学 修に対して、「特別学修」の単位認定を行う。

(知識・技能審査の名称等)

- 第18条 第17条第1項の規定により認定する科目名,単位数及び一般,専門の別は,教務部委員会に おいて決定する。
- 2 第 17 条第 2 項の規定に基づく知識・技能審査の名称・等級,科目名,認定する単位数,認定対象となる学科及び一般・専門の別は,次のとおりとする。

名 称 · 等 級	科目名	単位数	対象学科	一般・専門の別	
実用英語技能検定 1 級		6	6		
# 1 級		4	-		
" 2級	→特別学修(実用英語)	2			
" 準2級		1			
T 0 E I C 800以上		6			
T 0 E I C 700以上		4		 一般科目	
T 0 E I C 550以上		2		一	
T O E I C 450 以上	_ - 特別学修(TOEIC)	1			
TOEIC IP 800以上	T 村 別 子 修(IUEIU)	6	全学科		
TOEIC IP 700以上		4	土于行		
TOEIC IP 550以上		2			
TOEIC IP 450以上		1			
工業英語能力検定 1 級		4			
" 2 級	特別学修(工業英語)	2			
" 3 級		1			
技術士第一次試験	特別学修(技術士一次)	3			
応 用 情 報 技 術 者	特別学修(情報処理) 4				
基本情報技術者	村 加 子 修 (情 報 及 程)	2			
エネルギー管理士	特別学修(エネルギー管理)	2		 専門科目	
ボ イ ラ ー 技 士 2 級	特別学修(ボイラー)	1		等的料日 	
危険物取扱者乙種	特別学修(危険物取扱)	1	- 機械工学科		
3次元 CAD 利用技術者試験 1級	│ - 特別学修(3次元CAD)	2			
" 2級	村別子修(3次元CAD)	1			
CAD 利用技術者試験 1 級	 - 特別学修(CAD)	2			
" 2級	1寸別子珍(САД)	1		1	
機械設計技術者3級試験	特別学修(機械設計)	1			

名 称 · 等 級	科	目	名	単位数	対象学科	一般・専門の別
電気主任技術者1種				6		
" 2種	特別学修	(電	気)	4	-	
" 3 種				2	-	
陸上無線技術士1級	特別学修	(D L	4年4月)	4	電気電子	
" 2級	村別子修	(産工		2	工学科	
電 気 通 信 主 任 技 術 者 (伝 送 交 換 主 任 技 術 者)	特別学修	(電気	通信)	2		
第2種電気工事士	特別学修	(電気	(工事)	1		
ITストラテジスト	特別学修			6		
システムアーキテクト	特別学修		・テム) キテクト)	6		
プロジェクトマネージャ	特別学修		ジェクト ージャ)	6		
ネットワークスペシャリスト	特別学修	(ネッ (スペシ	トワーク)	6		
データベーススペシャリスト	特別学修	()	タベース) ′ャリスト)	6	桂却工兴到	専門科目
エンベデッドシステムスペシャリスト	特別学修	(エン・デ スペシ	ッドシステム) ケリスト)	6	情報工学科	
情報セキュリティスペシャリスト	特別学修	(情報センスペシ	キュリティ) ′ヤリスト)	6		
I T サービスマネージャ	特別学修		ナービス ー ジャ)	6		
システム監査技術者	特別学修	く監査	、 テム) 技術者)	6		
I T パスポート	特別学修	(I T/	パスポート)	1		
測量士	特別学修	(油II	量)	3		
測 量 士 補	村別子修	(例	里)	1		
2級土木施工管理技士(学科)	特別学修	(土木	施工)	2	+x17 -+	
2級造園施工管理技士(学科)	特別学修	(造園	施工)	2	都市・環境 工 学 科	
環境計量士	特別学修	(環境	計量)	6	上子件	
公 害 防 止 管 理 者	特別学修	(公害	防止)	3		
環境社会検定(eco検定)	特別学修	(環境	社会)	1		

3 修得を認定された単位は、一般科目又は学生が所属する学科の専門科目の単位とする。

(申請手続)

第19条 単位修得の認定を希望する学生は、所定様式の「特別学修単位修得認定申請書」に単位の認定 を証する書類の写し又は知識・技能審査の合格等を証する書類の写しを添えて、所定の期日までに学級 担任を経て、学生課教育支援係に提出しなければならない。

(評価)

- 第20条 第17条第1項の規定に基づく特別学修の評価は、単位の認定を証する書類を基に教務部委員 会において決定する。
- 2 第17条第2項の規定に基づく特別学修は、「合格」の評語により評価する。

(上位の等級の知識・技能審査合格等の場合の単位認定)

第21条 既に特別学修の単位を認定された学生が、さらに上位の等級の知識・技能審査に合格等した場合は、当該上位の等級の単位数と既に認定された単位数との差を修得単位として認定する。

第5章 共通事項

(単位認定の時期)

第22条 修得を認定された単位は、合格等をした日付に在籍する学年の単位とする。

(姓目川)

第23条 この細則に定めるもののほか、校外実習、課題学修及び特別学修に関し、必要な事項は、別に 定める。

附則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

校 外 実 習 願

令和 年 月 日

大分工業高等専門学校工学科長	殿
 氏名	工学科 <u></u> 年 (自署)
下記のとおり、校外実習を履修したいので御許	F可くださるようお願いいたします。

記

校外実習機関 及び配属先等 校外実習担当教員 (学級担任) 題 目 実 習 内 容 内 容 実 習 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで その 他

注:学級担任の確認印を押してもらい、所属学科長へ提出すること。

校外実習証明書

令和 年 月 日

大分工業高等専門学校長 殿

校外実習責任者

機関名

職名

氏 名

印

下記のとおり、校外実習したことを証明する。

記

実習学生	学 科 名 (いずれかに())	機械工学科/	/ 電気電子工学科 /	情報工学科 / 都市	·環境工学科
关自于生	氏 名				
期間	令和 年	月	日から令和	年 月	日まで
実習態度	出席	日 / 欠席	日 / 遅刻	日 / 早退	日
実習態度	意欲、研さん	努力、周囲との)調和、責任感、協調	性等	
その他 (要望事項・ 連絡事項等)					

校外実習報告書

		令和	年	月	日
大分工業高等専門学校工学科	長 殿				
		工学科	źź	丰	
氏	名(自署)				
下記のとおり、校外実習を履修したのでこ	゛報告いたし	ます。			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
1. 校外実習機関及び配属先等					
2. 実習期間 令和 年 月 日から	令和 年	月	日まで		
3. 実習内容 (題目・内容・所感等)					
					. – – – -
					. – – – -
					. – – – -

- 注1. 所属学科長へ提出すること。
 - 2. 用紙が不足する場合は、裏面に記入すること。

学級担任印

課 題 学 修 願

令和 年 月 日

大分工業高等専門学校	工学科長 殿
	工学科年 氏名(自署)
下記のとおり、課題学修を履修したい。	のでご許可くださるようお願いいたします。
1. 課題学修に係る科目の名称	記
2. 単位数 () 単位	

注:学級担任の確認印を押してもらい、所属学科長へ提出すること。

3. その他

学級担任印	

特別学修単位修得認定申請書

令和 年 月 日

大分工業高等専門学校長 殿

		学科	年	
氏名(自	署)			

下記のとおり、特別学修に係る下記の成果を収めましたので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1. 成果を収めた学修の名称等 (科目の名称及び修得した機関名 又は 知識・技能審査の名称及び等級)
- 認定を受けようとする単位数
 単位
- 3. 添付書類

合格通知書(写)又は成績証明書(写)

注:学級担任の確認印を必ず押してもらうこと。